

事実関係		
H11/2	既往歴と現病歴	クモ膜下出血・症候性 人格障害(前頭葉症候群)
H11.4.24	既往歴と現病歴	退院
	家族	この間に障害認定が行われた。相談員が、ラッキーでした。窪川町役場の人が施設を見つけてくれました。
	家族	アザレア解説の初日に、窪川病院から直に入居した。
	家族	オイコニアの職員が本人を見に来て、程度が軽いので、内には入れないと言った。
H12.7.24	既往歴と現病歴	介護老人保健施設アザレア入所(これは、施設の記録、実際は、アザレア開所当日に入所した、これは事実かと聞いても返答しない。)
H13/1	既往歴と現病歴	虫垂炎
H13.1.29	既往歴と現病歴	イレウス
H13/1	既往歴と現病歴	尿路感腎う炎・けいれん発作・意識障害・頭部外傷
H15.12.	家族	実際より重い障害1級が取れましたとアザレアの相談員が言った。
H15.12.17	既往歴と現病歴	みどりの家入所
	家族	入所後間もなく、歩いて外へ出て行った。(当時の施設長・現理事長から聞いた。)
	家族	姉と訪問した際には、3人で外へ出た。歩くのに介助がいるという感じではなかった。
	家族	施設には自分で歩いている人もいた。本人が前を歩いていて、介護職が「～さんどこへ行ってたの」と叱るような口調で声をかけた。
	家族	健全な人と比較すれば、歩行は確かに不安定である。不安定であることを徘徊と称しているのではないか。
H17	既往歴と現病歴	てんかん発作意識障害で窪川病院入院
H17/130	家族(岩崎施設長から)	左足の腰から下の色の変色、橋原病院受診、体撲という診断、後に施設で、足が突っ張ったようにけいれんする。顔がこわばっている。
	家族(岩崎施設長から)	15分後にけいれんが起きた。。
H17.1.31	家族(岩崎施設長から)	橋原病院で、CTをとる。15年てんかんと2月時と変化なし。てんかん 十診断、ない服が処方される、アレピアチンサン 3x7
	家族(宮内看護婦から)	ムロスタ(胃炎用)(錠剤)、クレストール(高脂血症の薬)
	家族(宮内看護婦から)	下剤ラキソベロン毎日昼20滴。3日間便が出ないと、イレウスになる。4日目に浣腸、3年間続く
	家族(宮内看護婦から)	薬に反対すると、やっていたと言った。
H17.2.7	診療情報提供書	クモ膜下出血・後遺症・症候性てんかん
	診療情報提供書	症候性てんかんにつき、1月31日より加療しました。入院後けいれん発作消失し、安定しています。
	診療情報提供書	今後とも認知障害()、人格障害等継続すると思いますが、よろしくご高診下さい。
	診療情報提供書	①エクセグラン(200)②プルセド2包③テグルトームJ(200)1T砲2
	家族	上記処方箋は、100を200に書き直している。筆跡が違う。橋原病院の医者に確認したところ、当時の医者が窪川病院の斉藤医師に問い合わせの電話を
	家族	2回かけた記録が残っていた。斉藤先生は、医療情報提供書の抗てんかん薬の投薬量が100であったかどうかについて曖昧な返事をした。
	診療情報提供書	尚症候性てんかん に、エクセグランに加え、人格調整として、テグルトームの加減を追加検討しています。
	診療情報提供書	テグルトームJ(100)1～2T砲2効果がなければ、中止していただいて構いません。

H17.10.1	施設文書	ケア会議の要点及び個別支援計画内の身体拘束に関する記述
	家族	記述中に同意とあるが、同意していない。
	家族	出席者名に家族名とあるが、出席していない。
H23.9	既往歴と現病歴	イレウスで構原病院入院
H23.9.9	施設文書	緊急かつやむをえない身体拘束に関する説明書及び同意者
	施設文書	居室の施錠(1800:00～7:00)
	家族	施錠の同意書が、施設から送付された。
	家族	同意した。必要がなくなったらすぐ電話すると言われた。
	家族	20ヶ月続いた。
H25.4.1	家族	身体拘束解除検討委員会は、月1回開かれているはずである。
	家族	「いつまでやっているのか」と抗議した。20ヶ月続いた。
	家族	解除に向けて「鋭意検討中」の担当者が、身体拘束していることさえ知らなかった。
	施設文書	インフルエンザ予防接種についてのお知らせ
	施設文書	前回までの摂取は、口頭で確認していたが、今回からは書面で同意をとることにした。
	家族	口頭での確認方法を聞く。家族に電話したと答える
	家族	電話で、入居者全員に同意をとるなどという非合理的な行動はありえない。この文書は捏造である。同意なしの疑いが濃い。予防接種法違反ではないか。
H27.6	家族	施設が受診させなかった。
	家族	定期健診(通常9月)のため、平成27年6月4日に窪川病院へ行ったが、本人が暴れて受診できなかったため、今年はまだ受診しませんと施設が言った。
	家族	病院は、泌尿科受診申し込みはなかったと言っている。なぜ受診しないのからと聞くと、構原病院が受信せよと言わなかったからと言った。
	家族	当日味元も同行しているが、うちは関係ないと言った。
H25.8.7	施設文書	みどりの身体拘束の解除に関する説明書及び同意者
	施設文書	H23.9.9より同意に基づき開始しておりました身体拘束については、下記の理由により解除します。
	施設文書	外に出ていく行為もなく、外に出ていく可能性は極めて低いと思われる。
	施設文書	身体拘束の方法
	施設文書	居室の施錠(1800:00～7:00)
H25.10.27	家族	構原病院に入院したと施設から連絡を受けた。
	家族	内田院長から連絡を受けた。入院の原因はイレウスであった。
H25.10.28	既往歴と現病歴	腸閉塞で構原病院入院。入院中に右鎖骨骨折・左ひ骨遠端骨折
	家族	入院直後に骨折した。レントゲンを見て、説明を受けた。
	家族	入院時に、説明書中に拘束の同意箇所があり、同意した。
	家族	ベッドの上下操作はなされていた。歩くことはできた。

	家族	徘徊があったと伴医師から説明を受けたが、目撃者を聞くと出て来なかった。
	家族	抗てんかん薬と下剤を止めさせた。
	家族	病室から抜け出て階段に座っていた。理由は空腹であったと本人が言ったと、看護師から聞く。
H25.11.27	施設文書	入居から現在までに家族から送付された本は、3冊を残して、勝手に廃棄したことを断る。理由は、「居室で汚物により汚染され、本として保管することは
	(施設長岩崎悦子)	できないと施設が判断した。」
H26/1	家族	施設が浣腸を再開した。2.5日に一回と施設から聞いた。
H26.1.18	既往歴と現病歴	転落防止帯をベッドに取り付ける。危険な場合2名以上で検討し使用する。
H26.1.20	施設文書	緊急かつやむをえない身体拘束に関する説明書及び同意者
	施設文書	身体拘束の方法
	施設文書	ベッドでの抑制帯の使用(夜間の必要性)
H26.1.23	既往歴と現病歴	退院
H26.2.24	施設文書	緊急かつやむをえない身体拘束に関する説明書及び同意者
	施設文書	身体拘束の方法
	施設文書	ベッドでの抑制帯の使用(ベッドで過ごす時間帯))
	家族	橿原病院へ入院すると退院前に身体拘束の同意を求める文書が送付される。過去2回ともそうであった。
	家族	身体拘束の同意書が、施設から送付された。同意しなかった。
	家族	この文書は、平成27年9月になって郵送された。日付の時点で送られていない。
	家族	上記の変更はなかった。
H26.6.11	施設文書	ケア会議の要点及び個別支援計画内の拘束に関する記述
	施設文書	低床ベッドを使用する。本人の状態が落ち着かない場合には、一時的に抑制帯などの身体拘束をさせて頂く。
	施設文書	下剤毎日服、浣腸前日に数的増量
	施設文書	身体拘束を虐待に当たらないと認定した味元は、家族がやっと止めさせた下剤まで、やったらどうですかと施設長に話す。
	家族	当時の施設嘱託医師、橿原病院内田院長は自然便が出てりうかどうかの確認なし。
	家族	同意しなかったなので、拘束はないと信じていた。施設に電話すると、「していますよ。」との返事
	家族	施設を指導するのは、都道府県であると知って、高知県庁に電話した。通報内容は、同意なしの身体拘束である。名前を出すことに同意した。
	家族	県から、四万十町に調査に入られると来ていたので、すぐに調査に入るものと思っていた。その時の担当者は全員の女性であった。
	家族	県から四万十町に連絡が入る(電話)。
	家族	四万十町に事実を伝えなくてはならないと考え、健康福祉課に行くと、市川課長から、話し合いにしませんか、指導しますからと言われた。
	健康福祉課市川課長	県に報告を出すのは大変なので、話し合いにしないか。
	健康福祉課森保健士	状況把握が必要だ。家族の方も同行しませんか。
H26.6.15		異常な頻度の浣腸を施設に指摘する。医者の方指示かと聞くと施設長が、責任を問われるから言わないと言った。裁判を起こすと医者は不利だと脅すと、医者から電話がかかって

		きた。4日間隔を開ける洗腸になった。
H26.9.5	高知県障害保健福祉課	家族からの通報内容を町に県が通知
	家族	担当の味元が、県から言ってきているので、町は決められないが、家族が、話し合いにしたいと言えば、通ると言われた。
	家族	初めてのことなので、考えさせてくれと対応したが、話し合いは無理だと感じていた。
	家族	話し合いを拒否すると、味元が、「それは構わない。」と言った。
	家族	大西病院とオイコニアに、身体拘束をするかと問い合わせる。両者ともしないと行った。
	家族	オイコニアの職員は、みどりの家のことを、「あそこは、制限する。」と評した。
H26.9.30	施設文書	みどりの家個別支援計画書
	施設文書	家族の希望により、医師の指示で下剤を中止した。
	施設文書	希望を提出したのは、25年12月である。12月27日に止めていると医師は言った。実際は止めていなかった。施設は止めていると事実ではないことを言い続けた。
	施設文書	全施設長・看護師長、サービス管理責任者、理事長は、「うちではわからん。理事長に聞け。」と言った。病院、薬局に聞いた。続けていた。この嘘に対して、
	施設文書	理事長は、「抜ける可能性もあるろう。」と言った。「施設はうちに聞けというように言った。」と薬局は証言した。
H126/12/4	健康福祉課山本課長	町が施設に立ち入り調査に入る。(味元・森)
H26.12.10	施設文書	ケア会議の要点及び個別支援計画内の拘束に関する記述
	施設文書	施設の目の届かない時は、本人の安全のためベッド移乗している。そのよう場合には就寝時にベッドに上がった際に
	施設文書	腹部抑制帯を使用身体拘束をさせてもらっている。また同時にコールマットも使用している。
	施設文書	イレウスの既往歴があり、排便は洗腸で促している。
	家族	てんかん薬の中止を施設に要望してきた。中止できない理由の説明が施設から無いので、医師に電話した。医師は電話に出なかった。
	家族	構原病院は町立病院であるので、最高責任者の町長に電話して、事情を伝えた。町長から電話があった。
	家族	医者が用がある時は電話するが、そちらからの電話は受け付けないと病院が言ったが、医者と患者の関係はそんなものではないと町長に言った。
H26.12.24	施設文書	みどりの家個別支援計画書
H27.1.16	健康福祉課山本課長	調査結果を県に報告
	家族	味元が、虐待はなかったと口頭で言った。拘束は利用者さんの安全のためですよと事も無げに言った。
	家族	味元が家族に専門医に受診させるべきだと言った。(施設が言ってきた。)
	家族	身体拘束と専門医への受診とは何か関連性があるのか。てんかん薬の中止が要因なのか。
	家族	違います。てんかん薬を中止したので、歩行訓練を止めたと言った施設が言っています。
	家族	町長からの電話の後医者から電話があり、まず歩行訓練を止めたと言った。歩行訓練の中止が先であるので、施設の言い分はおかしい。
	家族	報告書を見たいと言うと、味元が見せる義務はないと言った。
H27.2.10	県障害保健福祉課担当平石	結果確認のため、県が施設に立ち入り(県・味元)
	家族	H27.5.7以前に県・味元が施設に入ったとは聞いていない。
	家族	当時の課長市川に立ち入り結果を知りたいと申し出た。自分は立ち入りをしていないので、味元に聞いてくれと言った。

	家族	味元に指導はなかったのかと聞くと、ありませんと答えた。
	家族	調査結果が何も分からないので、県に電話すると、その件は終了となっていると言われた。(平石の前任者・現在は産休中)
	家族	県に聞くと四万十町に聞けばいいではないかと言われた。
	家族	味元に、結果の根拠説明を求めるとちよつと時間がかかると言われた。
	家族	上司が決めたのかと聞くと、市川課長は退職なので言った。
	家族	虐待に当たらないという判断(同意なしの身体拘束)の根拠を聞く。
	健康福祉課担当味元	切迫性、一時性、非代替性であると言う。
	家族	各々の判断の基準を聞く。
	健康福祉課担当味元	説明なし。
	家族	その後何度聞いても説明なし。味元は説明したと言った。
	施設文書	身体拘束に関する報告書・身体拘束の方法
H27.4.1		ベッドでの抑制帯の使用(不穏状態時、職員の目配り、即対応ができない場合、夜間時間含む。)
	家族	施設が海野美保子に十分な水分を与えていなかった(チューブで摂取させていた)ので、水分を与えてくれと東京から電話で依頼した。
	家族	摂取水分量(ml)の管理もなかった。ペットボトルを部屋に置いてくれと依頼した。全て断られた。
	家族	金銭を預けており、週に一回入居者のための買い物に行っていたので、みかんを買ってきて居室に置くよう依頼したが、断られた。
	家族	みかんを一人で皮を剥いて食べるとなどできないと言われたが、みかんを持参で訪ねて行って、促すと、できた。
	家族	そんな事できると思っているのですかと言われた。
	家族	障害者施設土佐・オイコニアには自動販売機が2台設置されており、入居者がいつでも利用できる。
	家族	施設に見に行ってくれと担当に依頼した。結果を報告してくれと言った。
H27.5.7	家族	県の平石と味元が施設に事情を聴きに言った。全く報告、説明なし。
H27.5.21	施設文書	身体拘束に関する報告書
	家族	同意していない。
	家族	同意していないのに、「同意に基づいて最低限の身体拘束をしています。」と書かれている。この嘘は何故か。
	健康福祉課担当味元	この拘束は必要だと県庁が言ったからだ。虐待に当たらないと判断されたから。
	家族	文書の嘘にも関わらず、味元、平石は施設に注意なし。
H27/6	健康福祉課担当味元	施設の看護師と介護職が付き添って窪川病院で受診・味元同行。
	家族	課長から診断結果の開示を施設に電話で要請してもらう。
H27.6	家族	施設が受診させなかった。
	家族	定期健診(通常9月)のため、平成27年6月4日に窪川病院へ行ったが、本人が暴れて受診できなかったため、今年はまだ受診しませんと施設が言った。
	家族	病院は、泌尿科受診申し込みはなかったと言っている。なぜ受信しないのからと聞くと、構原病院が受信せよと言わなかったからと言った。
	家族	当日味元も同行しているが、うちは関係ないと言った。

	施設文書	みどりの家への要望に対する回答文書
	施設文書	構原病院からの紹介状の返事内容「関係者の方々の考え次第ではありますが、合併症のリスクを了解頂いているとすれば、
	施設文書	休業にて経過観察し、合併症をきたすようでしたら、その都度の対処でも良いのでは」により判断しています。
	健康福祉課担当味元	家族の同意がなかったので、受診結果を伝えなかった。課長には言った。施設が伝えるだろうと思った。
	家族	受診のことすら、事前、事後とも家族に知られることはなかった。7月末送付の預り金管理台帳に外来診療時の失費の記入で、受信を知った。知らないことに対
	家族	しての同意、不同意事態存在し得ない。受診結果を伝えなかったことの原因にならない。
	家族	嘘である。何度も開示を催促し、問答した。
	施設	施設に開示を求めて電話。課長から連絡はあったが、任意の受診だから開示しないと言う。
	健康福祉課担当味元	診断結果は、施設内の生活であれば、発作時対応もできるので、100%とは言えないが、投薬なしでもいだろう。
	家族	診断結果かみどりの家に郵送したが、任意の受診だからという理由(施設側)で保護者に開示せず。
H27.8.4	施設文書	流動食の開始・下剤の再開
H27.8.6	家族	下剤を再開すると、内田院長から電話があった。その場に施設長熊岡と管岸の熊岡がいたことを後日当事者に確認した。
	家族	腹部レントゲンを撮ったところ、大量の便がたまっているため、そのまま放置すれば、入院になると言われた。久保かqw亜病院では、整腸剤(プルセニド)を処方していた。
	家族	下剤(ラクソベロン)に変えたのは、施設である。処方を書いたのは、的場修医師(ラクソベロン10滴)、その後、H19/12/18に、20滴になった。そのh粗放を書いたのが、佐竹医師
	家族	である。3日便が出なければ、25滝にすると当時の看護婦長、宮内が言った。イレウスで、平成23年と25年に2回入院している。
H27.8.18	施設文書	H27/8/6病院受信時に大量の便を発見。医師から身元引受人に連絡、説明後下剤を処方。
	施設文書	就寝時と不安時、浣腸、体調不良時には抑制帯の拘束をさせて頂く。
	施設文書	ケア会議の要点及び個別支援計画内の拘束に関する記述
	施設文書	拘束は状況を見ながら実施する。介護時に日々の記録を取り、拘束廃止委員会にて検討していく。
H27/7	家族	平石は、歩行訓練をやってもうたためにてんかんの薬をやったらどうかと言った。歩行訓練は、てんかんの薬を止める前に施設は止めている。「歩行訓練は、施設
	家族	がやらなければならない。」と断る。
	家族	H28年1月に平石と話す。平石は、施設長の言い分を聞いた。「一部折れるけど大事なことを何とか飲んでくれんかと交渉のスタンスで話を数することが必要という
	家族	意味合いで言った。」と私に言った。「施設長のエージェントですか。」と言ったら、「この話は、施設長から言われていません。」と言った。
	家族	憶測ではあるが、窪川病院受診で、てんかんの薬は必要ではないとの診断であったことを、味元、平石は知っていたと思う。それは私だけが知らなかった時のこ
	家族	とであると思う。
	家族	「いつまで拘束をやっているのか」と抗議した。20ヶ月続いた。
H27/7下旬	家族	浣腸(頻度が異常に多い)ことで、抗議した。施設長・四万十町が協議する。
	家族	H27/4月に異常浣腸を知る。止めさせようとしていた。その過程を味元・平石は知っている。
	施設長	あなたには説明しない。四万十町と協議する。(家族に対して)
	健康福祉課担当味元	あなたに問題があります。(家族に対して)
	家族	施設と味元の両社に問題がある。正当な障害者自立支援施設であれば、当事者への説明を拒否し第3社と協議はあり得ないこと。この事は、競技する内容では



	家族	ない。虐待があった場合には、ある。異常な行為に対しての、明確な根拠を言えない施設長は、根拠がある必要はないと同義の問題発言までしている。
	家族	投薬、少量のペースト食、行動制限など必要なく、必要ないことを止めない施設の異常な行為に対し説明を求めることに対して、何の問題があるのか。
	家族	四万十町と協議という常套手段をとる施設に問題がある。
H27/8	家族	構原病院の内田院長は、本人の自然便の確認がなかった。「80人もいれば確認できない。」と言った。
H27/10	家族	味元は一生懸命やっていると、山本課長が立ち上がり言って、窓口まで来て、自分の席に戻る。
	家族	ベルトは止めていた。施設に言った時ふとんの上に寝かされた。今は上半身だけでも起き上がることもできなくなっている。長期ベルトで押さえつけられた。
	家族	結果がこれである。長期身体拘束に指導もなかったと味元に言っているとき、平気な顔をしている味元に山本課長の上記の発言があった。
	家族	H26/12/4に調査の結果を聞いた。夜間の拘束は何時から何時までと聞いた。それは聞かなかったと答えた。「夜間、昼間、目配りできない時ベッドに移動し
	家族	ベッドで固定、合計で何時間が知らされない。寝たきりにされた可能性もある。20か月間ベルトで押さえつけられた人の気持ちを想像しなのかという気持ちで言わ
	家族	ずにはいらなかった。この健康福祉課の雰囲気(利用者の当然の質問、説明を求める姿を、まるで不当な要求を突き付ける人間(クレマー)と見なす、
	家族	に対する憤りを山本課長に伝えた。「自分の責任である。申し訳なかった。」と山本課長は、私に言った。
H27.10.4	家族	身体拘束が止まった。
H27.10.24	家族	今回の来所時、又しても少量のペースト状の食事を発見した。やせ細り持参した普通食を平らげる)。今回のペースト開始は、H27.8.4(施設長記)前回のペースト
	家族	終了から今回の開始までの間はどうかの質問に施設長はいまだに答えない。
	家族	家族から食事をペーストから固形に変更するよう要請した。その日の夕食から固形になった。
	家族	ご飯の増量(160gからの)も要望。回答なし。
	家族	スプーンを箸に変えるよう要望を出す。(要望書の提出・味元を通じて)
	施設	流動食にしてから、箸をスプーンに変えた。
H27.10.27	家族	電話で今まで通りで行くと回答(医師の指示に従って)。
H27.11.6	家族	施設訪問(食糧持込・全部食べる)。
	家族	配膳トレイ上の紙に箸と書かれているのに、スプーン(コーヒースプーン)が置かれている。
	家族	スプーンを指さして、これは何ですかと栄養士に聞く。書いている通りですと答える。
H27.11.27	家族	施設長が四万十町に来所、協議する。
	施設文書	今後の施設の対応、判断についての提示について
	施設文書	身引受人(保護者)であっても、本人の意思決定について何も権利を持たないことから
	施設文書	施設は囑託医師の診断、指示による管理を行います。
	施設	医師に相談する必要がある。食事を増量したらお金がいる。
	家族	担当味元が協議内容を言ってくれることはない。電話すると施設長が、残っていた文書を読み上げただけ、また「また、一々」と言いながら。「それは何の記録
	家族	かを聞いても分からない。結果医療行為は増える。ここでも不必要な過度の医療行為を避けたいという利用者の当然の権利は無視される。
	町議会議員西原	高齢者権利擁護ネットワーク委員会に金子司法書士がいることが分かり、家族と訪問
	金子司法書士	施設における医療行為については、成年後見人でなければ、保護者にも施設にも決定権はない。

	金子司法書士	この施設は異常である。
	町議会議員西原	高齢者権利擁護委員会ネットワーク委員会委員の金子氏によれば、医療行為の決定権は施設にはないと明言した。その認識があったのか。
	町議会議員西原	障害者虐待でも高齢者虐待でも法の主旨は同じではないか。
	健康福祉課山本課長	なかった。
H27.11.28	施設	施設が四万十町に今後の対応方針を記したものを持参した。(脅迫文)
	施設	食事内容は変えない。お粥の重さは280gで、ご飯の時は160gであった。水分で増量としても、固形換算で、160gには見えなかった。
	家族	増量を要望し続ける。
	家族	医師に相談する必要がある。増量したらお金がいるなどと言われた。
H27/11/31	家族	施設訪問(食糧持込・全部食べる)
	施設文書	通知書(最後の回答)
H27.12.15	家族	味元を通じて、増量できない医師判断の根拠を聞く。
	施設	看護師からすでに説明している。
	家族	説明を受けていない。
	町議会議員西原	県に出した報告書の写しが町にあるはずなので、家族は見れるはずではないか。
	健康福祉課担当味元	個人情報保護条例を読んで検討する。総務課・浜田に相談する。
	健康福祉課担当味元	身元引受人であるので、特例として閲覧はさせる。複写の持ち帰りはできない。
	家族	書き写して帰る。
	町議会議員西原	厚生労働省に医療行為の自己決定権について聞く。医療法4条に医師の説明責任について書かれているが罰則はないと知る。
	町議会議員西原	通報者であり、保護者である人に結果を報告する義務はないのか。
	県障害保健福祉課	義務があるとは書かれていない。
	町議会議員西原	義務がないことと、報告してはならないことは違う。
	県障害保健福祉課	障害者サービスの受給決定者は、市町村であり、市町村が立ち入り調査権限を持っている。
	県障害保健福祉課	報告書の開示は、市町村の情報公開・個人情報保護条例の規定に基づき、運用されている。
	県障害保健福祉課	県には、社会福祉法人の設置認可権限と認可取り消し権限がある。県の指導に基づき、改善計画の提出を施設に命じることができる。
H27.12.20		ご飯の量を200gにした。
H28.1.2	家族	山本課長が施設に電話して経過を聞く。
	家族	医師との相談が必要である。検討する。
	家族	施設に出した食事内容(ご飯の増量・スプーン(コーヒースプーン)を箸に)に関する要望の回答を求める。
	健康福祉課担当味元	箇条書きにしてもらわないと分からない。
H27/10	家族	味元は一生懸命やっていると、山本課長が立ち上がり言って、窓口まで来て、自分の席に戻る。
H28.1.19	家族	160gを200gにすると町に連絡が入る。



	町議会議員西原	現在までの経過の確認を山本課長に申し出ているので、連絡があり、1/20に面談を設定。出席依頼は、課長と味元氏であった。
	町議会議員西原	問い合わせのため県に電話すると 1/20に、県の同席を求めていることが判明。出席依頼のキャンセルを要請。
	町議会議員西原	県を呼んだ理由を聞く。出席を伝えなかった理由も聞く。
	健康福祉山本課長	今まで県に相談しながらやってきた。県を呼んだ方が解決が早いと考えた。事前に了解を得なかった事には特に深い理由はない。
	健康福祉山本課長	電話での問い合わせによって、移転先を探している。加奈ちゃん電話。
	町議会議員西原	報告書を県に提出した後で、県が施設に行ったことを知っていたのか。
	健康福祉課担当味元	知っていたと思います。
	健康福祉課担当味元	自分の事ではないのか。そこまで記憶が曖昧なのか。
	健康福祉課担当味元	家族に分かってもらえないので、悲しい気持ちになる。
	家族	嘘だ。味元は県に同行している。県も虐待はなかったと言っていますよと、これ見よがしに私に言った。
H28.1.19	町議会議員西原	県に報告を出して、この件は終了だという認識だったのか。
	健康福祉課担当味元	そんなこと思っていない。
	町議会議員西原	町からの「虐待はなかった。」の報告を受理したのち、県は何の目的で施設に行ったのか。
	県障害保健福祉課担当平石	報告内容の確認のためである。
	町議会議員西原	それでは、県の再確認によって、町の判断に変更が生じることがあるのか。
	県障害保健福祉課担当平石	それはない。
	町議会議員西原	それでは二重行政ではないか。理解できない。
H28.1.20	県障害保健福祉課担当平石	県が町の判断に介入することはない。
	町議会議員西原	それではなぜ、町との面談に参加するのか。
	県障害保健福祉課担当平石	町に依頼されたからである。虐待防止マニュアルに通じているチーフが同行する予定であった。
	町議会議員西原	今問題なのは、虐待の調査の過程であり、防止ではない。勘違いしていないか。
	県障害保健福祉課担当平石	これまで相談を受けた経緯がある。
	県障害保健福祉課担当平石	県が事案が多く参考になると思った。
面談	町議会議員西原	虐待の認定者はどこか。
山本	健康福祉課山本課長	事実確認は市町村がする。
味元	健康福祉課山本課長	虐待を最終的に判断するのは誰かと聞いている。事実確認と判断は別の概念だ。森さんどう思う。
森	健康福祉課森保健士	通常事実確認を経て判断に至ると思う。
海野	家族	答えになっていない。
西原	健康福祉課山本課長	理解してもらえたか。最終的な判断を下すのはどこか。
	健康福祉課山本課長	市町村である。(回答までに約5分を要した。山本と味元で資料を探す。)
	町議会議員西原	味元泣き始める。

	健康福祉課山本課長	身体拘束の要件・切迫性の判断根拠は、何か。
	健康福祉課山本課長	徘徊により、転倒し、命の危険があると報告書に書かれている。
	町議会議員西原	止むを得ず、拘束に至った徘徊の頻度、持続時間等の経過記録の確認はなかったのか。
	健康福祉課山本課長	把握していない。
	町議会議員西原	友人に抗てんかん薬の処方を受けている人がいる。その人によれば、抗てんかん薬は高いリスク治くで、副作用等の説明を指示委から受けて同意の元に服薬していると聞いた。下剤も安易な長期常用の副作用にイレウスが書かれている。ネットで簡単に調べられる。調べたのか。
	健康福祉課担当味元	下剤と浣腸については調べました。
	健康福祉課森保健士	イレウスと抗てんかん薬の因果関係は、一律には特定できない。
H28/121	町議会議員西原	障害者支援施設で、法令上作成・保管が義務付けられている書類にはどのようなものがあるか。
	県障害保健福祉課担当平石	書類名ですか。
	町議会議員西原	そうです。
	県障害保健福祉課担当平石	いきなりそう言われても。すぐには答えられません。
	町議会議員西原	でも、あなたは施設に報告内容の確認に行っ、それらの書類を見たのではないのですか。
	県障害保健福祉課担当平石	無言。
	町議会議員西原	食事の提供内容について決めているのは。
	県障害保健福祉課担当平石	運営規定だと思います。
	町議会議員西原	施設の裁量内ということか。
	県障害保健福祉課担当平石	無言。
	町議会議員西原	重要事項説明書の様式と、その中にある重要事項とは。
	県障害保健福祉課担当平石	探し出した書類を読み上げ始める。38条で～
	町議会議員西原	何の38条かを言わないと分かりません。もういいです。資料を議会事務局に送付して下さい。
H28.1.22	県障害保健福祉課担当平石	把握していない。
	町議会議員西原	家族が量を増やすよう要望している。課家族が衰弱を危惧している。権限があるとかどうの言っている場合ではない。
	町議会議員西原	満腹感を得られるよう、ご飯の慮を増やすよう、県から指導して欲しい。
	県障害保健福祉課担当平石	施設に状況を聞く必要がある。課内で検討する。
	町議会議員西原	虐待の立ち入り調査報告を受けて、確認に入ったのではないか。食事内容に関する聞き取りはなかったのか。
	県障害保健福祉課担当平石	言えない。
H28.1.23	家族	窪川病院で手術後、アザレアに数年いた。みどりの家に入った時には、抗てんかん薬が投薬されていなかったのではないか。
	家族	施設でけいれん発作を起してもすぐには窪川病院に連れて行かなかった。椿原病院では、骨折(胸骨)の説明を受けた記憶がある(電話)
	家族	骨折から身体拘束が始まったのではないか。歩行訓練も止めたのではないか。てんかんとは無関係である。
	家族	囑託医がてんかん薬の処方をしたのではないか。斎藤先生が書いた診療情報提供祖もなかなか見せなかったし、その処方と異なる

	家族	抗てんかん薬を当初は飲んでいたような記憶がある。
	家族	抗てんかん薬を一生飲むことに抵抗があった。数ヶ月止めて発作がなければそのまま、中止して欲しかったので、そう要望した。
	家族	下剤により、腸はますます蠕動運動が阻害され、便秘が酷くなる。これも典型的な対症療法であると知っていた。
	家族	本人も嫌がっていたので、止めさせたかった。
	家族	下剤の安易な長期常用により、腸閉塞(イレウス)が起きる可能性がある、一般的な情報もあるので、止めさせたかった。
H28.2.2	町議会議員西原	虐待通報を受けて、立ち入るのは、任意か。
	県障害保健福祉課担当平石	任意である。町からの依頼を受けて県が立ち入る事例もある。
	町議会議員西原	虐待がなかった場合には、県への報告義務はないのか。
	県障害保健福祉課担当平石	ない。虐待があった場合には、ある。
	町議会議員西原	虐待がなかったと判断したのに、担当が県に報告したのはなぜか。
	県障害保健福祉課担当平石	味元さんは、丁寧に報告した。
	町議会議員西原	報告後に施設に行った目的は何か。
	県障害保健福祉課担当平石	町の確認方法の確認のためである。
	町議会議員西原	確認方法の確認をどの様に行ったのか。
	県障害保健福祉課担当平石	担当の味元氏と同行して、味元氏と施設の人から確認方法を口頭で聞き取った。
	町議会議員西原	施設の人とは、誰か。
	県障害保健福祉課担当平石	施設長だったと思う。
	町議会議員西原	と思う。明確な記憶がないのか。
	町議会議員西原	確認方法の確認結果は、どうだったのか。
	県障害保健福祉課担当平石	適正であると判断し、上司に報告した。
	町議会議員西原	通常提出義務のない、虐待がなったという報告を受けて、確認方法の確認に赴いたのは異例のことではないか。
	県障害保健福祉課担当平石	家族からの電話もあり、担当者からも相談もあつてのことであった。
	県障害保健福祉課担当平石	味元さんに会ったのはその時が初めてだった。
	町議会議員西原	事前の連絡調整がなければ、同行できない。誰が、声をかけたのか。
	県障害保健福祉課担当平石	虐待担当の西村である。
	町議会議員西原	それでは味元氏の相談相手とは西村氏か。
	県障害保健福祉課担当平石	そうである。自分は指導担当であるので、同行した。
	町議会議員西原	施設に行ったのはいつか。
	県障害保健福祉課担当平石	5月の初旬である。
	町議会議員西原	報告書の提出から数カ月がたっている。
	県障害保健福祉課担当平石	すぐではなかった。

	家族	移転先を巡って
	健康福祉課担当味元	保険証はうちが出しても、後々の事を考えたら、須崎の方がいいんじゃないかと 担当者が言った。
	家族	熊岡が関わっているんじゃないか。
	家族	家族の方、帰ってきて下さいと味元から東京に電話があった。
	家族	山本課長から東京に電話があった。
	健康福祉課山本課長	行き先が決まらないと申請ができない。
	家族	お金がないから帰れない。
	健康福祉課担当味元	旅費は生活保護の中から使ってい。
	健康福祉課山本課長	味元がそう言ったということを自分は知らない。
	家族	窪川に帰ってから熊岡から電話。旅費は生活保護の中から使っていと言った。領収書は取っていなかった。帰る前に言って欲しかった。
	家族	山本課長が、旅費はどのようなことがあってもいらないと家族が言ったと言った。
	家族	猿芝居のように感じた。夜行のバスがありますよと味元に言われた。
	家族	虐待がないと結論が出てからものが食べられなくなった。体が持たない。
	家族	旅費は生活保護の中から使っていと味元は私に言ったけれども、私は使いたいと行っことがない。窪川に帰ってから、「施設長から電話があった。自分は知らな
	家族	かったけれども、味元が施設に行っていたようだった。」と山本課長が私に言った。利用者の立場に立っている施設だと思われたくて言っていると思えなかった。
	家族	私が送った本を処分して生活保護のお金から女性週間誌を買うという愚にもつかぬ事に勝手に使う権利があると勘違いしている施設である。山本課長から施設
	家族	からの電話内容を伝えられた時、「何があろうと知らない。」と断った。それを聞いた山本課長は、残念そうだった。何が残念か。芝居を演じているとしか感じしか
	家族	しなかった。その後の施設長の言動を見ればわかる。
	健康福祉課担当味元	(家族に)なんで帰って来たんですか。
	家族	新幹線。
	家族	ベテルホーム訪問時(山本、海野、味元)帰りの車に乗り込んだ際の会話
	山本課長	あそこは、にぎやかだ。
	家族	活力がありますよね。
	健康福祉課担当味元	デイケアがあるからじゃないですか。
	家族	オイコニア訪問時(海野、味元)
	家族	利用者が外出する際には、外出許可が不要であった。みどりの家は許可がいった。
H26/7	家族	前回のペースト状を来所持時に発見した時に、持参した普通食をペロリと多量に食べる。なぜこの食事を出しているのかに対する栄養士の答え
	家族	食事の形態を変えるように(ペースト状から普通食に)要望した際に(1年近くやっていた)
	家族	記録を見たい。
	施設	医師の指示である。
	家族	医者は誰か。

	施設	言いません。
	家族	医務記録に当たる。
	施設	前年に抜歯しておりその時炎症があった。炎症は消失している。(H25/8の施設の記録)
	施設	医者(嘱託・内科医)に継続していいかと言うと、いいと言った。
	家族	医者の指示ではない。施設の誘導による医師の許可。
	家族	H26/6/11の個別支援実施書(状況把握して作成しなければならない。)の記載、種類や汁物はトラブルなく摂取できているのでミンチにせず提供する。
	家族	普通食が食べられる者の状況把握が、この施設では、上記の記載内容となる。
	健康福祉課担当味元	施設が勉強になりましたと言っています。
	家族	味元のこの発言に知人は驚き、一言もなかった。
	家族	ペテルに向う前に、健康福祉課で
	健康福祉課担当味元	虐待がないと言う決定は、最終的には誰がしたのか。
	健康福祉課山本課長	味元と顔を見合わせて、決定者は町長ですよと確認しあう。
	健康福祉課担当味元	私を止めさせたいんですか。熊岡施設長の意見を聞くのが、なぜいけないんですか。
	家族	就寝時の身体拘束は、外圧が体にかかり、イレウスを引き起こす。
	健康福祉課担当味元	寝返りぐらいできますよ。
H28.2.3	県障害保健福祉課西村	5/7に施設に行った際には、施設長と味元に、そのような確認をしたのかと聞き取りをした。書類は見なかった。聞き取り結果は文書化しなかった。
H28.2.7	抗てんかん薬服薬中友人	自分には重責発作がある。副作用が強いので、主治医は、2,3日投薬し、1週間休薬して、調薬している。症候性てんかん10年間の投薬など考えられない。
H28.2.18	施設訪問	構原町役場から介護認定調査員が、認定調査のため施設に来る。家族が立ち会う。同行。介護認定調査員、西村ゆかり(保健師)、大田寛代
		施設長は出張ということで不在であった。
	認定調査員	本人からの聞き取り後施設からの聞き取りをする。
	家族・同行者	施設からの聞き取りに同席したい。
	理事長	施設は別個に対応すると四万十町に伝達している。四万十町も同意している。
	町議会議員西原	聞いていない。どうなっているのですか。
	山本課長	連絡は受けていますが、抜かしていました。
	町議会議員西原	それは失策です。家族から聞き取りをしている現職議員の要望です。課長からも要望してください。
	理事長	議員の人にはご遠慮願いたい。
	町議会議員西原	なぜですか。私は行政を監視する立場です。四万十町は、家族からの虐待通報を受けて立ち入り調査に入りました。その経過を調査中です。
	町議会議員西原	施設側が、本人の身体状況をどう把握しているのかの視点で、認定調査の現場に同席し、四万十町の虐待調査の手法を検証する必要があります。
	町議会議員西原	ここは社会福祉法人です。県が設置権限、指導権があります。県議会議員と連携して、職員対応の適否を調査しています。これは職員の対応の問題です。既に
	町議会議員西原	四万十町総務課長にも県議会議員にも情報伝達をしています。
	理事長	客観的な立場ということですね。

町議会議員西原	もちろんです。認定調査に介入などありません。
理事長	それでは、同席してください。
認定調査員	投薬は。
介護職員大谷	していません。
家族	いつから止めたのですか。
介護職員大谷	無言。
診療情報提供書	ラキソパロン10mg(便秘時)、エンケーG(浣腸薬)(便秘時)、便秘症
町議会議員西原	医務記録は、本人が開示請求できるはずですし、本人の同意があれば、家族も開示請求できるはずです。
町議会議員西原	本人が同意しないはずがありません。処方箋に基づく医療行為ではありませんか。医師には本人への説明義務が医師法に書かれています。
サービス管理責任者西村智子	四万十町を通じてくれと施設長に言われています。家族には、すでに説明しました。
町議会議員西原	ここに四万十町健康福祉課の課長がいるのではないですか。本来施設長が判断する領域ではありません。障害者虐待防止法という法律を知らないのですか。
サービス管理責任者西村智子	知りません。とにかく施設長から四万十町を通じてくれと言われていますから。
家族	いつから投薬を止めたのですか。説明していない。あなたはよくサービス管理責任者ができますね。当然知ってはいくはない。
サービス管理責任者西村智子	連れて帰ってくれませんか。(課長に)
町議会議員西原	あなたは、言葉使いを知らない。どういう育ち方をしたのですか。
サービス管理責任者西村智子	済みません。
町議会議員西原	謝って済む問題ではありません。
町議会議員西原	謝っているから。(制止する。)
山本課長	あなた方の一連の対応記録を厚生労働省に伝達します。役所がとりわけお好きなようですから。施設長にそう伝えてください。
サービス管理責任者西村智子	わかりました。
家族	ペテルホームに提出する医療情報提供書には、下剤の投薬が書かれていた。施設側の対応が食い違っている。
町議会議員西原	山本課長、その食い違いを確認して、施設側に投薬の有無を確認して下さい。
山本課長	分かりました。
町議会議員西原	施設の投薬履歴は開示請求できるか。
厚生労働省虐待防止係猿渡	健康管理、金銭管理には本人の同意をとるようこと省令に書かれている。
町議会議員西原	同意をとったことを確認する手段は。
厚生労働省虐待防止係猿渡	同意を文書化するように指導権限のある高知県が指導することができる。
町議会議員西原	医療情報に関する記録は本来、本人に開示されなくてはならないはずだ。
厚生労働省虐待防止係猿渡	そうだと思う。
町議会議員西原	家族から聞き取った、立ち入り権限のある四万十町の職員対応、設置、指導権限のある高知県障害保健福祉課職員の対応、障害者支援施設の職員対応の記録を
町議会議員西原	情報伝立したい。郵送するので、住所を聞きたい。



	厚生労働省虐待防止係猿渡	個別的な案件には対応していない。
	町議会議員西原	法律、省令を制定し、制度設計をしている側ではないか。現場の対応記録から、制度設計の不備を発見して改正につなげてほしいとの意向がある。
	町議会議員西原	制度も法律も、それを担い、運用するのは、現場の職員ではないか。そこからのフィードバックは本来必要なことではないか。国会議員の長妻昭氏にも情報伝達をする。
	町議会議員西原	国会対策にもなるのではないか。
	厚生労働省虐待防止係猿渡	分かりました。
H28.2.22	町議会議員西原	施設側が介護認定調査員に投薬はしていないと言い、医師の書いた診療情報提供書には、便秘症で便秘時には下剤と洗腸剤が書かれている。虚偽の回答だ。
	栲原町介護保険係・宮岡	事実関係を調べます。
	町議会議員西原	「都道府県、市町村への虐待防防止上の留意点」という厚生労働省が平成27年3月にだした通知を見たか。
	健康福祉課担当味元	探し出すことができない。
	町議会議員西原	通知や省令は単独で読むのか。研修を受けるのか。
	健康福祉課担当味元	研修は受けていません。
	町議会議員西原	健康管理上の同意を確認したか。
	健康福祉課担当味元	していません。虐待調査でしたので。
	町議会議員西原	厚生労働省令である指定障害者支援施設の運用基準である。運用基準の順守がないことは、虐待につながるはずである。
	町議会議員西原	厚生労働省の通知「市町村への虐待防止の留意点中にある「書類を見ること」は実施したのか。
	健康福祉課担当味元	見ました。
	町議会議員西原	運用基準にある、「健康管理に関することには同意をとる」の同意確認をしたか。
	町議会議員西原	同意の文書化は義務付けられていないが、権威は同意を文書化カル用指導する権限がある。文書化するように指導したか
	県障害保健福祉課担当平石	しましたよ。
	町議会議員西原	それでは、その同意文書が施設に残っているはずである。通常同意とは、処方理由、副作用を記して、家族の署名、捺印をとるものである。そのようなものがあるか。
	町議会議員西原	同意はないですね。
	町議会議員西原	同意のない医療行為は、よっぽどの緊急性がない限り許容されない、医師法にも書いている。
	県障害保健福祉課担当平石	緊急性がありました。
	町議会議員西原	どのような緊急性が、具体的に。
	県障害保健福祉課担当平石	命の危険です。
	町議会議員西原	抗てんかん薬と下剤を命の危険という判断で、同意抜きに処方すると思うのか。
	県障害保健福祉課担当平石	医療行為は、判断外ですから。
	町議会議員西原	医師の処方が常に正当なものとは限らない。同意のない不適切な過剰投薬も虐待ではないのか。
	町議会議員西原	医療行為は虐待調査の範疇外という認識か。
	県障害保健福祉課担当平石	そういう時は別の部署と相談します。
	町議会議員西原	別の部署とはどこか。

	県障害保健福祉課担当平石	急に言われても、即答できません。優秀じゃありませんから。
	町議会議員西原	優秀じゃないことは確かだが、本当に県の職員か。ひどい対応だ。
	県障害保健福祉課担当平石	県の職員です。議員さんみたいに優秀じゃありませんから。
	栲原町介護認定調査員西村	認定調査後、疑問を感じた太田が、同日施設に出向いて、大谷、西村以外の施設職員に、福井役に付いて聞いた。下剤を服薬していると答えた。
	町議会議員西原	職員によって、回答内容が違うのは、施設の運営上の問題ではないか。
	栲原町介護認定調査員西村	そうですね。
	家族	独立行政法人医薬品・医療機器総合機構の薬の副作用の相談窓口にと問い合わせたら、イレウスの人には下剤はやってはいけなと言った。
	家族	栲原病院の医者は、イレウスがあったので、下剤をやると全く逆のことを言った。とんでもない医者である。
	家族	下剤をやめさせてくれ。
	町議会議員西原	介護認定調査時に施設が家族とは同席しないと、事前に四万十町に伝え、了解を取ったと理事長が私に言った。
	山本課長	聞いていない。
	健康福祉課担当味元	聞いていない。
	町議会議員西原	理事長の前で、抜かっていたなどというから、我々への伝達が抜かっていたのかと思った。曖昧な言葉を使うからだ。車にいる課長を呼んで来て、本人に事実確認をする
	町議会議員西原	と言った瞬間に理事長の表情が変わった。嘘だと思った。
	町議会議員西原	聞いていないとはっきり言うべきではないか。そもそも、介護認定時に施設側が本人の身体状況をどう説明するかは、四万十町の行った虐待調査の検証にもなるはずだ。
	町議会議員西原	本来、課長は同席すべきだった。その判断もなかった。
	山本課長	自分の落ち度である。
	町議会議員西原	状況把握と判断がなければ、管理職とは言えない。
	山本課長	投薬に対する施設側の説明(薬は使っていない)と、診療情報提供書の食い違いについて施設長に聞いた。対応した職員が排泄管理と、服薬を混同して、回答したのだろう
	山本課長	と言った。
	家族	間違うなんてあり得ない。答えた大谷は介護職で、下剤を使っているのを知っているはずである。下剤の服薬は看護師の業務である。それなら答えてはいけない。
	山本課長	排泄介助を一般的には排泄管理とは言わない。管理とは、投薬(下剤)を含むのが通常だ。介護職が明確に答えられないのなら、看護師を呼べばいい。
	町議会議員西原	介護職が投薬はないと言った。山本課長は、施設長の言い分を鵜呑みにしている。虚偽を見抜けないはずだ。
	家族	投薬はありませんというので、いつ止めたかと聞いた。課長は答えを促さなくてはいけない。答えるべきことを聞いているのだから。
	山本課長	処方に関しては口を挟めないのだ。
	町議会議員西原	処方の内容ではない。患者に対する説明と同意に基づく医療行為が為されているかどうかは、虐待にかかわることだ。その判断停止が、調査の阻害要因だ。
H28.2.22	家族	独立行政法人医薬品医療機器総合機構薬の副作用相談窓口に、下剤の副作用について問い合わせる。イレウスの既往歴のある人には、標準処方では、下剤は投与
	家族	しない。投与すれば、腸に穿孔が現れる危険性があると聞く。
	町議会議員西原	高知県医事薬務課課長西森氏に上記独立行政法人の所見を伝える。
H28.2.23	町議会議員西原	医事薬務課課長西森氏より、障害保健福祉課補佐、西野氏と包末氏に情報が伝達される。
H28.2.24	町議会議員西原	かのすえ氏から連絡を受ける。家族の要望により下剤は平成26年に下剤は中止しているのではと聞かれる。

	町議会議員西原	2月15日付の診療情報提供書に下剤が書かれていると伝達する。標準処方から極めて逸脱した商法であるので、下剤を止めるように指導を依頼する。
	町議会議員西原	診療情報提供書を書いた医師の名前を聞かれたので、伝える。橋原病院、医師 石田青鳥。
	町議会議員西原	医師の処方には介入できないと言う。
	町議会議員西原	医師法における処方の患者説明義務(インフォームドコンセント)と 厚生労働省よりの通知「都道府県市町村の虐待防止対策上の留意点」中の、患者への説明と同意を文書で
	町議会議員西原	するよう指導する権限が、県にあると伝える。それに基づき、医師が患者と家族に処方の根拠(副作用を含む)を文説明し、同意を文書でとることを指導するよう依頼する。
H28.2.25	町議会議員西原	今までの処方箋を家族に開示してもらえないか。処方箋は保管されているか。
	内田院長	2013/11/25以降は電子カルテです。それ以前のものもありますよ。当然保存しなくてはいけませんよ。
	町議会議員西原	インフォームドコンセントが為されたかの確認ができる文書があれば、それも開示してもらえないか。
	内田院長	家族には説明した。休薬による身体状態の悪化の危険性も指摘した。
	町議会議員西原	先生の処方の考え方をうかがってはいない。カルテの開示してもらえるか、どうかをうかがっている。
	内田院長	即答はできない。議員にか。
	町議会議員西原	家族にである。
	内田院長	カルテ開示検討会にかける。
	町議会議員西原	初めて聞く。それは病院内にある、審査機関か。
	内田院長	正式なものではない。幹部数人の会合である。
	町議会議員西原	厚生労働省の医政局に問い合わせた。患者にはカルテの開示請求権があり、患者の委任を受けた家族にもその権利があると聞いた。それを踏まえての検討を依頼したい。
	内田院長	1週間ほど検討したい。
	町議会議員西原	家族は、一刻も早い下剤の中止を強く要望している。本人も嫌がっていると聞く。早急に判断してもらいたい。
	内田院長	直に本人に聞いたのか。家族からの伝聞ではないか。
	町議会議員西原	施設を訪ねた際に、本人と少し話した。下剤のことは聞かなかったが、家族の話には、信ぴょう性を感じている。本人は、判断力、思考力を失っているようには見えなかった。
	内田院長	脳に後遺症がある。
	町議会議員西原	医学的なことは分からないが、判断力、思考力を全く失っているとは、到底思えなかった。
	内田院長	委任を受けているのか。
	町議会議員西原	本人が家族に委任しないはずがない。委任状をとってから、カルテを見に行く。
	内田院長	これから、会議で、明日は、外来、週末は、学会である。月末に結果を伝える。
	家族	総務課長と副町長と担当課長とで、担当職員ではなく、組織として対応すると家族に伝える。担当職員は、参っていて、心臓に影響が出ている。
	家族	医師の診断書はあるのか。
	山本課長	それはない。
	町議会議員西原	担当職員を対応させないという規定があるのか。
	総務課長	それはない。
	家族	預り金管理台帳を3月に1度、施設が送ってくる。

家族	ケースワーカーから、307000円の残金があると聞いた。ケースワーカーには、出したのではないか。
家族	移送費用も、業者に相見積もりを取って、安い金額のほうに出す。住居費も、17000円程度自己負担が発生すると言われた。
家族	森副町長室を訪ねて、担当者を出さない根拠を聞いた。町民対応マニュアルがあると行って、マニュアルを読み上げた。手が震えていた。行政は組織で対応すると言った。
家族	担当者が出ないのは、おかしいと言うと、案件によって、何度も同じ事を言って来るような場合と言った。味元の事かと向こうから聞いた。味もおてや業務に支障が出ていると
家族	言った。本人に聞いたんかと聞くと、課長から聞いたと聞いた。それでは確認にならないと言うと、課長を信頼していると言った。行政は信用が大事なんですよと言った。
家族	担当者に落ち度を自覚させないと、町民に害が出ると言った。担当者が対応するのは、一般社会では通常のことである。
県障害保健福祉課包末補佐	今、障害者施設における虐待防止のための手引きと、基準省令に当たっています。
	平成27年度4月の通知「都道府県市町村虐待防止対策上の留意点」中に、通報に基づく立ち入り時には「書類を見ること」とあります。
	県ではないですよ。
	市町村です。
家族	味元に施設への質問を依頼した。後日質問したかと聞くと、しないと行った。しなかった理由を聞くと、「県が、する必要がない。」と言ったからと言った。
町議会議員西原	ご飯の量が少なすぎて、痩せて衰弱していると聞く。ご飯の量を増やすよう指導してもらえないか。時間がない。
県障害保健福祉課担当平石	施設に事実を確認する。
町議会議員西原	四万十町の虐待調査の、確認時に、食事提供に関する書類を見なかったのか。
県障害保健福祉課担当平石	それは言えない。
家族	インフルエンザ予防接種は、文書で同意を取らなくてはいけないと、森保健師が言った。味元はその場にいた。
家族	東京から県に電話した。文書の同意がない言を告げたが、対応がなかった。
家族	自分の住む立川市もアザレアも、文書で同意を取っている。